

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○様式

様式の指定はありませんが、御社で通常使用されている見積書にて提出して下さい。
なお、法人名又は商号、所在地、代表者氏名、押印及び見積額は必須記載事項となっております。
また、掲示番号を必ず右肩に記載してください。（見積公告別紙掲示番号参照）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）
見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 厚生年金保険部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。
なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

**・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必須記載事項と必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。
（落札した場合は、後日原本を提出してください。）**

※番号誤りが多くなっております。特に「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いいたします。
（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

【必要記入事項】

① 公告日（8月27日）、案件名

※なお、案件名については、別紙「案件名称」を記載してください。

② 法人名又は商号、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び担当者名

※通常使用されている見積書に記載のない部分は、送信票等に適宜お書き添えください。

○見積書提出前に見積書の見積額の記載内容について、再度ご確認をお願いします。

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。
決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。
また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和7年9月9日（火）午前11時まで（必着）

※見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決 定 日 令和7年9月11日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

見積書提出に関する連絡先：日本年金機構本部調達管理部契約グループ 榎本・田村

電 話：03-6892-0722

仕様書の内容に関する連絡先：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案 件 名) 帳票「船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届」
の作成

(グリーン購入法への適合) ☐ 適合する ☐ 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	帳票「船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届」
紙 質	上質紙 四六判／70kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面印刷：1色（墨）
サ イ ズ	A4（縦297mm×横210mm）
製 本	なし
梱 包	200枚ごとに帯封の上、クラフト紙で梱包すること。 ※梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合を除く）。 ※梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包としてクラフト紙で梱包すること。
数 量	131包
納 期	令和7年11月21日（金）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（日本国内：67か所） 詳細は、別紙「納入場所及び納品数量一覧」のとおり。
そ の 他	- 印刷内容は、添付の見本を参照すること。 - 原稿訂正及び印字テスト等、日本年金機構が別途指示する場合を除き、レイアウト（フォント、罫線のサイズ及び改行位置等）は原稿のとおりとすること。 - 正式な原稿は、業者決定後3営業日以内に電子媒体（PDF、ワード、エクセル、パワーポイント形式）又は紙媒体で提供する。原則として、機構が提供した電子データを使用して版下を作成すること。また、版下はテキストデータを識別できるPDFファイルによって納品すること。 - 校正紙を提出する際に、テキストデータを識別可能なPDF形式（トンボ有及びトンボ無のデータ）で収録したセキュアUSBメモリ、CD-RまたはDVDを下記校正担当者に納品すること。データのファイル名は「帳票名称_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。（例：船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届_校了版_20250901） - 校正時の原稿については、互いに電子媒体（セキュアUSBメモリまたはC

	D－R）により送付する。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④の事項を番号化した１１～１２ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝６ポイント（Ａ４の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下２ケタ＋月２ケタ） ②担当部署番号（４ケタ） ③通番（３ケタ） ④業者番号（Ａ～Ｚ）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・校了後、印字テストを行うため、機構が指定する期限までに下記校正担当に試作品５０枚を提出してテストを受け、合格した後に作成すること（不合格の場合、再度同数量程度の試作品を提出すること。）。 ・印字テスト等の結果、版下データを修正した場合は、印字テスト合格後２営業日以内に、テキストデータを識別可能なPDF形式（トンボ有及びトンボ無のデータ）で収録したセキュアUSBメモリ、CD－RまたはDVDにて、下記校正担当者に納品すること。データのファイル名は「帳票名称_〇〇版_YYYYMMDD」とする。アルファベットと数字は半角とする。（例：船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届_校了版_20250920） ・納品する際は、１梱包ごとに宛名ラベルを貼付し、複数個に及ぶ場合は必ず何個口の何個目かを明記すること。 ・追跡できる方法で発送するとともに、発送後、追跡番号一覧を下記校正担当者へ提出すること。 ・納品後５営業日以内に、納品物と同時に、または同じ環境下で作成された製品サンプル５０枚を下記校正担当に納品すること。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・仕様書に疑義が生じた場合は、令和７年９月１日（月）１７時までに、下記担当部署まで書面にて提出すること。回答は、令和７年９月４日（木）中に日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を掲載する。
校正担当	〒１６８－８５０５ 東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号 日本年金機構厚生年金保険部厚生年金保険業務Ｇ 電話番号：０３-５３４４-１１００（内線：３３３２） FAX 番号：０３-６８９２-０７５８ 担当：吉畠、出口

表面

届書コード	処理区分	届書
272	※	

船員保険(職務外疾病部門)
適用除外 該当・非該当 届

所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

◎ 記入方法については裏面をご参照ください。

被 保 険 者 欄	①船舶所有者整理記号	②被保険者整理番号	㊦ 被 保 険 者 氏 名		③ 被 保 険 者 生 年 月 日
	④被保険者 性 別	④適用除外等 の 事 由	⑤該 当 非 該 当 の 別	⑥該 当 非 該 当 の 年 月 日	㊧ 備 考
		1：75歳到達 2：障 害 認 定	1：該当 2：非該当		

送信

令和 年 月 日 提出

受付日付印

社 会 保 険 労 務 士 記 載 欄
氏名等

船舶所有者
住 所
氏 名
電 話 番 号 () -

裏面

【提出の留意点】

現在、日本国内に住所を有する75歳以上の方、または65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療広域連合が認定する一定程度の障害の状態にある方は、後期高齢者医療の被保険者となります。

後期高齢者医療の被保険者が船員保険被保険者となったときや船員保険被保険者が後期高齢者医療の被保険者となったときは、後期高齢者医療から職務外の病気やけがに関する給付を受けることになるため、船員保険の職務外疾病部門の適用からは外れることになります。(職務上または通勤による病気やけが、および雇入契約中の職務外の病気やけが(下船後3月以内に限ります。))については、船員保険が適用されます。)

この届書は、船員保険の職務外疾病部門が適用されない(されなくなった)ことを届け出いただくためのものです。

以下の【記入の方法】にしたがって記入し、船員保険事務を取扱う管轄の年金事務所へ提出してください。

※当該被保険者が日本国内に住所を有しない場合、この届書の提出は不要です。

(注)被保険者が船員保険の職務外疾病部門の適用から外れる場合、その被扶養者は船員保険の被扶養者でなくなり、国民健康保険などに加入することになります。

「船員保険 被保険者証(被扶養者分)」または「船員保険 資格確認書(被扶養者分)」の交付を受けている場合は、この届書に添付してください。

※「船員保険 被保険者証」を添付できない場合は「船員保険 被保険者証回収不能届」を、「船員保険 資格確認書」を添付できない場合は「船員保険 資格確認書 回収不能届」を添付し提出してください。

【記入の方法】

1. 船舶所有者整理記号を①に記入してください。
2. 被保険者整理番号を②に記入してください。ただし、この届書を被保険者資格取得届に添付して提出する場合は、記入不要です。
3. 被保険者となる者または被保険者の氏名を⑦に記入してください。
4. 被保険者の生年月日を③に記入してください。元号はいずれかを○で囲んでください。
5. ④は該当する性別を○で囲んでください。
6. ④は、次のとおり、いずれかを○で囲んでください。
 - ・75歳以上の者を被保険者にしようとするとき、または被保険者が75歳に到達したときは、「1:75歳到達」を○で囲んでください。
 - ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある後期高齢者医療の被保険者を船員保険被保険者にしようとするとき、または障害の状態に該当し、後期高齢者医療の被保険者になったときは、「2:障害認定」を○で囲んでください。
 - ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある後期高齢者医療の被保険者の障害が快復し、後期高齢者医療の被保険者でなくなったときは、「2:障害認定」を○で囲んでください。
7. ⑤は、後期高齢者医療の被保険者になったときは、「1:該当」を、被保険者でなくなったときは、「2:非該当」を○で囲んでください。
8. ⑥は、次のとおり該当の年月日を記入してください。
 - ・75歳以上の者を船員保険被保険者にするとき、または65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある後期高齢者医療の被保険者を船員保険被保険者にするとき、資格取得年月日を記入してください。
 - ・被保険者が75歳に到達したときは、75歳誕生日の当日を記入してください。
 - ・一定程度の障害の状態に該当し後期高齢者医療の被保険者になったときは当該日を、障害の状態が快復し後期高齢者医療の被保険者でなくなったときは、被保険者でなくなった日を記入してください。

納入場所及び納品数量一覧（帳票「船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届」）

項番	納品先情報				納品数量(包)
	納品先名称	郵便番号	所在地	電話番号	
1	日本年金機構 函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町26-3	0138-31-9086	2
2	日本年金機構 釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2	0154-25-1521	2
3	日本年金機構 室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1-20-9	0143-24-5061	2
4	日本年金機構 小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1-9-6	0134-33-5026	2
5	日本年金機構 北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-21	0157-25-8703	2
6	日本年金機構 稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市末広4-1-28	0162-33-7011	2
7	日本年金機構 留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3	0164-43-7211	2
8	日本年金機構 苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2-1-14	0144-37-3500	2
9	日本年金機構 青森年金事務所	030-8554	青森県青森市中央1-22-8 日進青森ビル1・2階	017-734-7495	2
10	日本年金機構 八戸年金事務所	031-8567	青森県八戸市城下4-10-20	0178-44-1742	2
11	日本年金機構 宮古年金事務所	027-8503	岩手県宮古市太田1-7-12	0193-62-1963	2
12	日本年金機構 仙台東年金事務所	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111	2
13	日本年金機構 秋田年金事務所	010-8565	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2392	2
14	日本年金機構 山形年金事務所	990-9515	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111	1
15	日本年金機構 鶴岡年金事務所	997-8501	山形県鶴岡市錦町21-12	0235-23-5040	2
16	日本年金機構 平年年金事務所	970-8501	福島県いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611	2
17	日本年金機構 相馬年金事務所	976-8510	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172	2
18	日本年金機構 水戸南年金事務所	310-0817	茨城県水戸市柳町2-5-17	029-227-3278	2
19	日本年金機構 宇都宮西年金事務所	320-8555	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281	1
20	日本年金機構 前橋年金事務所	371-0033	群馬県前橋市国領町2-19-12	027-231-1719	1
21	日本年金機構 浦和年金事務所	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638	2
22	日本年金機構 千葉年金事務所	260-8503	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320	2
23	日本年金機構 新宿年金事務所	160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル（3階～8階）	03-3354-5048	3
24	日本年金機構 横浜中年年金事務所	220-0012	神奈川県横浜市区西みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階	045-641-7501	3
25	日本年金機構 新潟西年金事務所	951-8558	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	025-225-3008	2
26	日本年金機構 富山年金事務所	930-8571	富山県富山市牛島新町7-1	076-441-3926	2
27	日本年金機構 金沢北年金事務所	920-8691	石川県金沢市三社町1-43	076-233-2021	2
28	日本年金機構 福井年金事務所	910-8506	福井県福井市手寄2-1-34	0776-23-4518	2
29	日本年金機構 甲府年金事務所	400-8565	山梨県甲府市塩部1-3-12	055-252-1431	1
30	日本年金機構 長野南年金事務所	380-8677	長野県長野市岡田町126-10	026-227-1284	1
31	日本年金機構 岐阜北年金事務所	502-8502	岐阜県岐阜市大福町3-10-1	058-294-6364	1
32	日本年金機構 静岡年金事務所	422-8668	静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	054-203-3707	2
33	日本年金機構 大手前年金事務所	541-0053	大阪府中央区本町4-3-9本町サンケイビル10・11階	06-6271-7301	3
34	日本年金機構 三宮年金事務所	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5793	3
35	日本年金機構 熱田年金事務所	456-8567	愛知県名古屋市中区熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263	2
36	日本年金機構 津年金事務所	514-8522	三重県津市桜橋3-446-33	059-228-9112	2
37	日本年金機構 尾鷲年金事務所	519-3692	三重県尾鷲市林町2-23	0597-22-2340	2
38	日本年金機構 大津年金事務所	520-0806	滋賀県大津市打出浜13-5	077-521-1126	1
39	日本年金機構 舞鶴年金事務所	624-8555	京都府舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165	2
40	日本年金機構 奈良年金事務所	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371	1
41	日本年金機構 和歌山西年金事務所	641-0035	和歌山県和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660	2
42	日本年金機構 鳥取年金事務所	680-0846	鳥取県鳥取市扇町176	0857-27-8311	2
43	日本年金機構 米子年金事務所	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-34	0859-34-6111	2
44	日本年金機構 倉吉年金事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根619-1	0858-26-5311	1
45	日本年金機構 松江年金事務所	690-8511	島根県松江市東朝日町107	0852-23-9540	2
46	日本年金機構 浜田年金事務所	697-0017	島根県浜田市原井町908-26	0855-22-0670	2
47	日本年金機構 出雲年金事務所	693-0021	島根県出雲市塩冶町1516-2	0853-24-0045	2
48	日本年金機構 岡山東年金事務所	703-8533	岡山県岡山市中区国富228	086-270-7925	2
49	日本年金機構 広島東年金事務所	730-8515	広島県広島市中区基町1-27	082-228-3131	3
50	日本年金機構 山口年金事務所	753-8651	山口県山口市吉敷下東1-8-8	083-922-5660	2

納入場所及び納品数量一覧（帳票「船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届」）

項番	納品先情報				納品数量(包)
	納品先名称	郵便番号	所在地	電話番号	
51	日本年金機構 徳島南年金事務所	770-8054	徳島県徳島市山城西4-45	088-652-1511	2
52	日本年金機構 高松西年金事務所	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	087-822-2840	2
53	日本年金機構 松山西年金事務所	790-8512	愛媛県松山市南江戸3-4-8	089-925-5105	2
54	日本年金機構 今治年金事務所	794-8515	愛媛県今治市別宮町6-4-5	0898-32-6141	2
55	日本年金機構 宇和島年金事務所	798-8603	愛媛県宇和島市天神町4-43	0895-22-5440	2
56	日本年金機構 新居浜年金事務所	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1300	2
57	日本年金機構 高知西年金事務所	780-8530	高知県高知市旭町3-70-1	088-875-1717	2
58	日本年金機構 博多年金事務所	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階	092-474-0012	3
59	日本年金機構 佐賀年金事務所	849-8503	佐賀県佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4191	2
60	日本年金機構 長崎南年金事務所	850-8533	長崎県長崎市金屋町3-1	095-825-8701	2
61	日本年金機構 佐世保年金事務所	857-8571	長崎県佐世保市稻荷町2-37	0956-34-1189	2
62	日本年金機構 本渡年金事務所	863-0033	熊本県天草市東町2-21	0969-24-2112	2
63	日本年金機構 大分年金事務所	870-0997	大分県大分市東津留2-18-15	097-552-1211	2
64	日本年金機構 宮崎年金事務所	880-8588	宮崎県宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111	2
65	日本年金機構 延岡年金事務所	882-8503	宮崎県延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424	2
66	日本年金機構 鹿児島北年金事務所	892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311	2
67	日本年金機構 浦添年金事務所	901-2121	沖縄県浦添市内間3-3-25	098-877-0343	2
合計					131